

昭和村定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の推進や地域の活性化を担う人材を確保し、本村への定住化を促進するため、県内に勤務し、奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において交付する当該奨学金の返還を支援する補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校並びに専修学校(専門課程に限る。)をいう。
- (2) 県内事業所等 群馬県内に本店又は主たる事業所、事務所若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主をいう。
- (3) 村内定住 本村の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されており、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (4) 正規雇用 社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。
- (5) 自ら就業 独立して自ら事業を営んでいることをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業した者で第7条の規定による申請をする年度の4月1日時点において35歳未満の者
- (2) 県内事業所等に正規雇用で勤務しまたは自ら就業している者
- (3) 村内定住である者
- (4) 奨学金を返還し、又は返還する予定である者
- (5) 村税等を滞納していない者
- (6) 昭和村暴力団排除条例(平成24年昭和村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(補助金の交付対象となる奨学金)

第4条 補助金の交付対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする

る。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第一種及び第二種の奨学金
- (2) 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。）が貸与するもの
- (3) その他村長が(1)、(2)に準ずると認めたもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、第7条の規定による申請をする年度内に返還した奨学金の返還金の額（次条に規定する対象交付月数の範囲内のものに限る。以下「返還金額」という。）とする。ただし、第7条の規定による申請をする年度において、当該年度内に奨学金の返還を行う者が昭和村に居住した期間又は県内企業において勤務した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数又は勤務月数のいずれか短い月数（1月に満たない月は、切り捨てるものとする。）で按分した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、補助金の額とする。

2 繰上返還等による奨学金の返還額は、前項に規定する返還金額に含まないものとする。

3 第1項の補助金の額は、1年度につき10万円を限度とする。ただし、他の奨学金返還支援制度を利用している場合は、当該支援制度で補助された額を、この要綱による補助金の額から減じるものとする。

4 第1項の補助金の額には、奨学金の返還に係る利子相当額を含めたものとする。

（対象交付年数）

第6条 対象交付年数は、5年を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、昭和村定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、該当年度の6月末日までに、村長に提出しなければならない。

- (1) 大学等を卒業したことを証するもの（初回申請時に限る。）
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初回申請時に限る。）
- (3) 返還金額を証するもの
- (4) 奨学金の借入残額を証するもの
- (5) 勤務先及び就職年月日を証するもの（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
- (6) 村税等に滞納がないことを証するもの（初回申請時に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

- 2 申請年度を超えて引き続き補助金交付を受けようとする場合には、新たに前項の規定による申請を行わなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、昭和村定住促進奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(中止等の届出)

第9条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、昭和村定住促進奨学金返還支援補助金中止(休止)届出書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 村外へ転出したとき。
- (2) 県内事業所を退職したとき。
- (3) 県外の事業所に勤務することとなったとき。
- (4) その他補助金の交付を中止し、又は休止しようとするとき。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、補助金の交付決定を受けた年度の3月10日までに、昭和村定住促進奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 在職証明書(別紙)
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、昭和村定住促進返還支援補助金額確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

- 2 村長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 第10条の規定による請求が期日までに行わないとき。
- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、昭和村定住化促進奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、当該取消しをした旨を交付決定者に通知するものとする。
- 3 村長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。